

基本計画書

基本計画										
事項	記入欄								備考	
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更									
フリガナ設置者	ガクコウジケン ミネキョウシユウガクエン 学校法人 南九州学園									
フリガナ大学の名称	ミネキョウシユウガク 傍クタンキョウ 信クワ 南九州大学短期大学部 (Minami kyushu university junior college)									
大学本部の位置	宮崎県宮崎市霧島5丁目1番地2									
大学の目的	1. 教育基本法および学校教育法の精神にのっとり、良識にある社会人としての教養と基礎学力の養成に努めるとともに、専門的、職業的な知識・技能を修得させ、国際的視野を広め、豊かな個性を持つ社会の有為な形成者として必要な資質を養うことを目的とする。 2. 教職員は学生と供に本学の歴史と文化を継承し、不断の改革に努めると共に新たな価値創造を行い、社会に貢献する。									
新設学部等の目的	2025年度をもって入学生の募集を停止した。なお、在学生が卒業するのを待って南九州大学短期大学部は廃止する。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	
	国際教養学科	2年	0人 (40)	0人	40人 (80)	短期大学士 (Associate's degree)	文学関係	令和8年4月 第1年次	宮崎県宮崎市霧島5丁目1番地2	
同一設置者内における変更状況(定員の移行、名称の変更等)										
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数						卒業要件単位数		
		講義科目	演習科目	実験・実習科目	計科目	単位				
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員(助手を除く)		
		教授	准教授	講師	助教	計				
新設分			5人 (5)	2人 (2)	0人 (1)	0人 (0)	7人 (8)	0人 (0)	0人 (0)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 4人
	a.	5 (5)		2 (2)	0 (1)	0 (0)	7 (8)			
	b.	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計(a~b)	5 (5)		2 (2)	0 (1)	0 (0)	7 (8)			
	c.	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d.	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計(a~d)	5 (5)		2 (2)	0 (1)	0 (0)	7 (8)				
既設分	該当なし		0	0	0	0	0	0	0	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 0人
	a.	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	b.	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計(a~b)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	c.	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d.	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計(a~d)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
合計		0		0	0	0	0	0	0	

職 種		専 属		その他		計			
事 務 職 員		6人 (6)		0人 (0)		6人 (6)			
技 術 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)			
図 書 館 職 員		1 (1)		0 (0)		1 (1)			
そ の 他 の 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)			
指 導 補 助 者		0 (0)		0 (0)		0 (0)			
計		7 (7)		0 (0)		7 (7)			
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
	校 舎 敷 地	4,006㎡	28,687㎡	0㎡		32,693㎡			
	そ の 他	5,731㎡	0㎡	0㎡		5,731㎡			
	合 計	9,737㎡	28,687㎡	0㎡		38,424㎡			
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
		1,219㎡ (0㎡)	4,854㎡ (0㎡)	5,482㎡ (0㎡)		11,555㎡ (0㎡)			
教 室 ・ 教 員 研 究 室		教 室	室	教 員 研 究 室	室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点		
		冊	冊	種	種				
			()	()	()	()	()	()	
	計		()	()	()	()	()	()	
スポーツ施設等		スポーツ施設		講堂	厚生補導施設				
		㎡		㎡	㎡				
経費の見積り及び維持方法の概要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
		教員1人当り研究費等		0	94				
	共同研究費等		0	0					
	図書購入費	232	0	232					
	設備購入費	1,738	0	1,738					
	学生1人当り納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
学生納付金以外の維持方法の概要			0千円	964千円	千円	千円	千円	千円	
既設大学の状況	大 学 等 の 名 称								
	学 部 等 の 名 称	修 業 年 限	入 学 定 員	編 入 学 定 員	収 容 定 員	学 位 又 は 称 号	収 容 定 員 充 足 率	開 設 年 度	所 在 地
	環境園芸学部 環境園芸学科	4	110	—	460	学士（農学）	0.74		宮崎県都城市立野町 3764番地
	人間発達学部 子ども教育学科	4	80	—	320	学士（教育学）	0.67		
	健康栄養学部 管理栄養学科	4	60	—	240	学士（栄養学）	0.76		宮崎県宮崎市霧島5 丁目1番地2
	健康栄養学部 食品開発科学科	4	40	—	160	学士（食品学）	0.85		
	園芸学・食品科学研究 園芸学専攻	2	4	—	8	修士（農学）	0.5		宮崎県都城市立野町 3764番地
食品科学専攻	2	2	—	4	修士（農学）	1		宮崎県宮崎市霧島5 丁目1番地2	
附属施設の概要									

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

令和6年度入
学定員変更
(130→110)

平成24年度
名称変更

学校法人南九州学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員
南九州大学短期大学部			
国際教養学科	40	—	80
南九州大学			
環境園芸学部			
環境園芸学科	110	—	480
人間発達学部			
子ども教育学科	80	—	320
健康栄養学部			
管理栄養学科	60	—	240
食品開発科学科	40	—	160
計	290		1,200
南九州大学大学院			
園芸学・食品科学研究科			
園芸学専攻	4	—	8
食品科学専攻	2	—	4
	6		12

令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
南九州大学短期大学部				
国際教養学科	0	—	40	定員変更(△40)
南九州大学				
環境園芸学部				
環境園芸学科	110	—	460	
人間発達学部				
子ども教育学科	80	—	320	
健康栄養学部				
管理栄養学科	60	—	240	
食品開発科学科	40	—	160	
計	290		1,180	
南九州大学大学院				
園芸学・食品科学研究科				
園芸学専攻	4	—	8	
食品科学専攻	2	—	4	
	6		12	

宮崎県内における位置

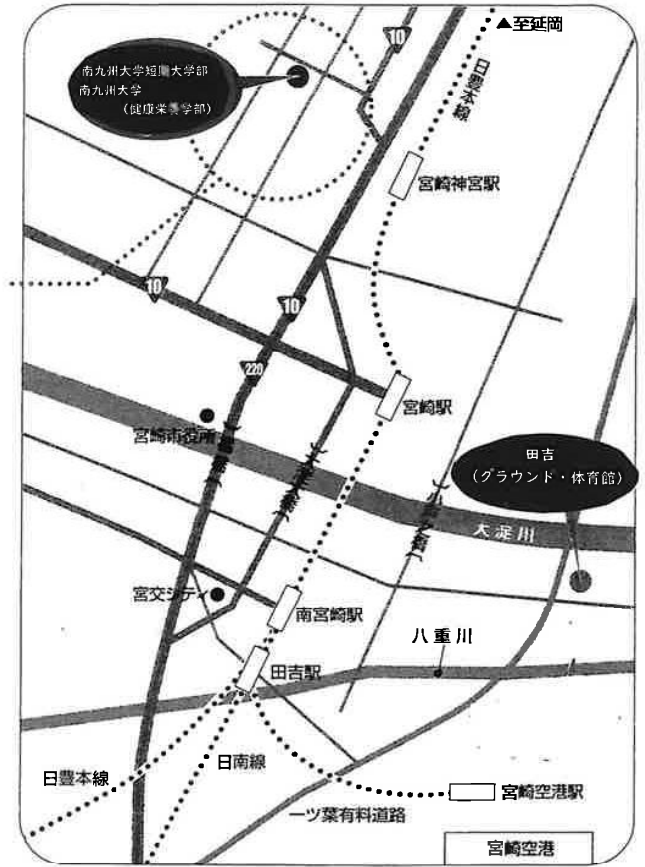


交通・アクセス

Campus Area Map

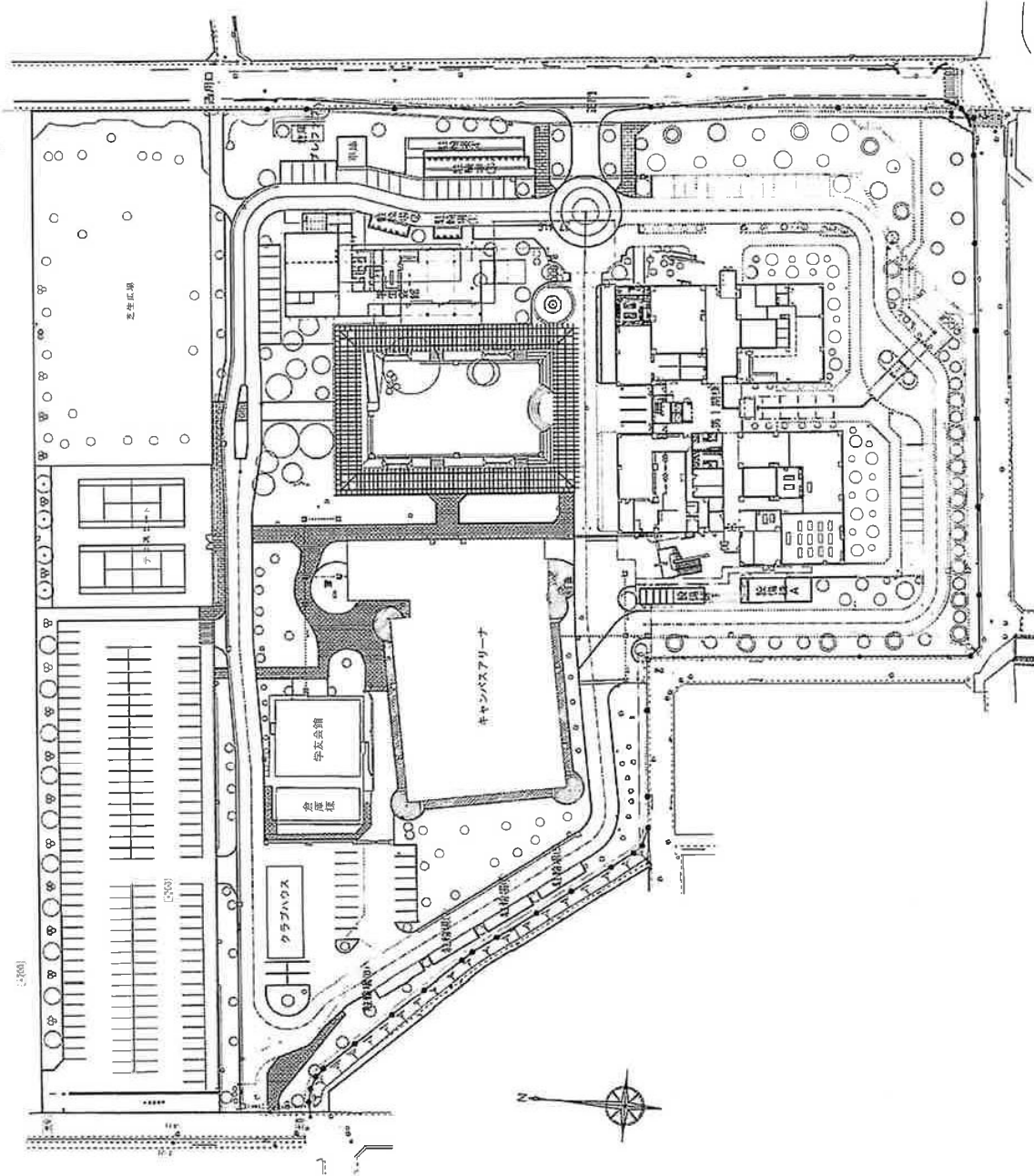


Access Map



各交通機関からのアクセス

- JR 宮崎神宮駅から徒歩約 15～20 分。
- 宮交バス→平和台線 霧島 4 丁目バス停から徒歩約 1 分。



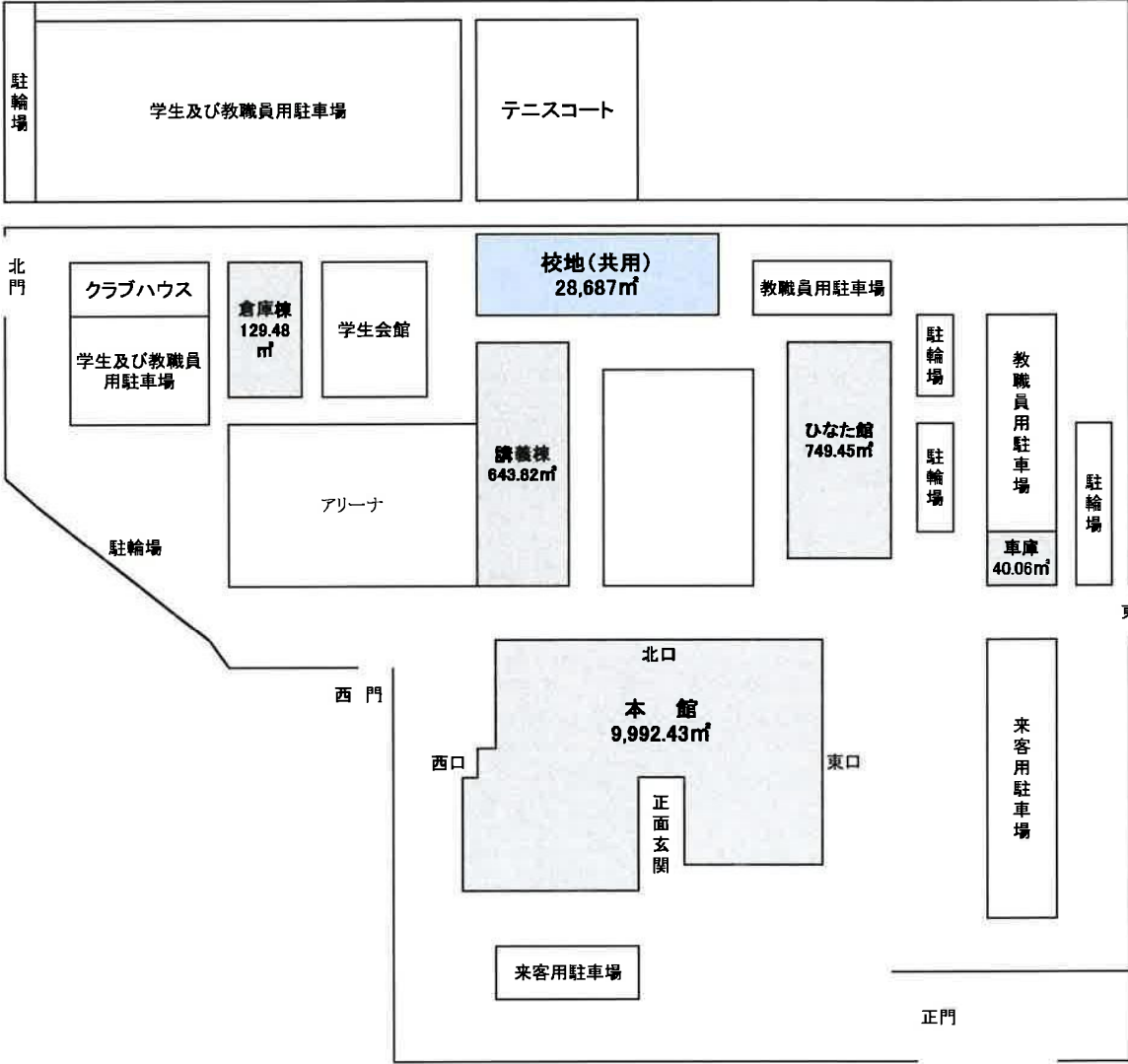
1:300

1:500

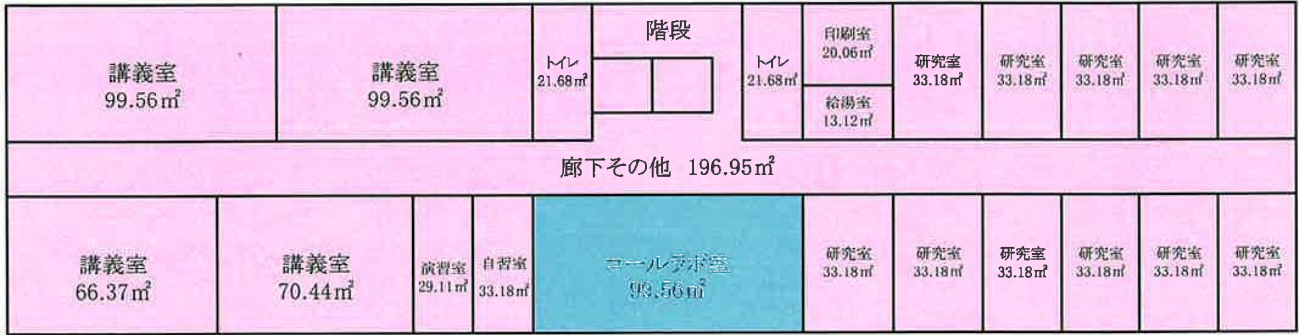
1/1000
 建築配置

1300.4.26
 校 址
 校 区 画
 建築配置
 全体配置図

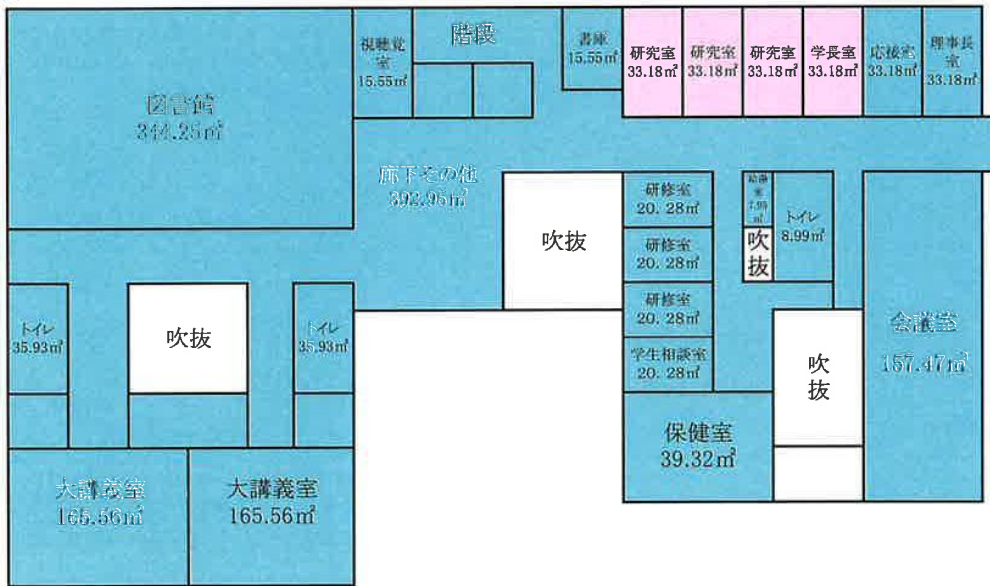
南九州学園 宮崎キャンパス施設配置図



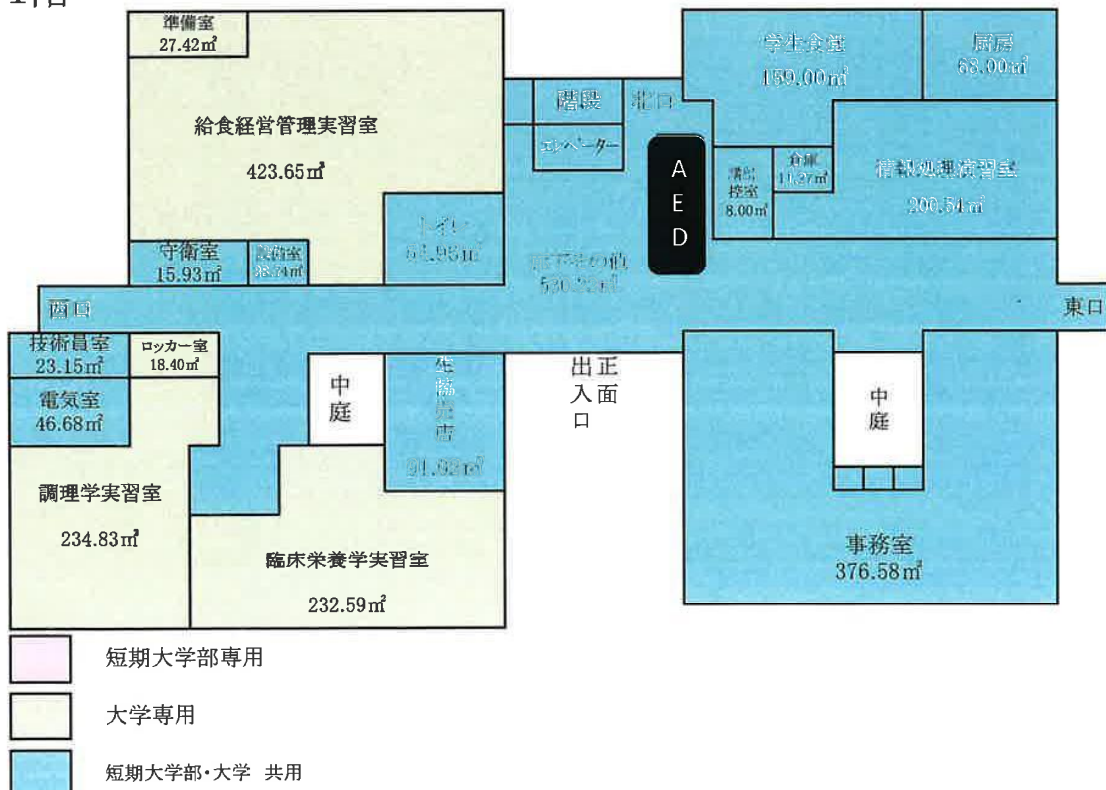
3階



2階



1階



7階

屋上その他 74.99㎡

実験室 207.86㎡		学生自習室 28.76㎡	トイレ 21.68㎡	階段	トイレ 21.68㎡	実験実習室 73.01㎡	研究室 26.55㎡	実験実習室 73.01㎡	研究室 26.55㎡
		印刷室 10.62㎡	廊下その他 207.25㎡						
実習室 28.12㎡	実習室 65.62㎡	研究室 23.43㎡	研究室 23.43㎡	研究室 26.55㎡	実験室 73.01㎡	実験室 99.56㎡	実験実習室 73.01㎡	研究室 26.55㎡	

6階

実習室 218.30㎡		事務室 33.18㎡	トイレ 21.68㎡	階段	トイレ 21.68㎡	実験室 99.56㎡	実験実習室 73.01㎡	研究室 26.55㎡
		廊下その他 203.00㎡						
演習室 26.25㎡	研究室 20.62㎡	演習室 26.25㎡	研究室 20.62㎡	助手室 46.87㎡	機器室 82.01㎡	実習室 117.11㎡	実験実習室 73.01㎡	研究室 26.55㎡

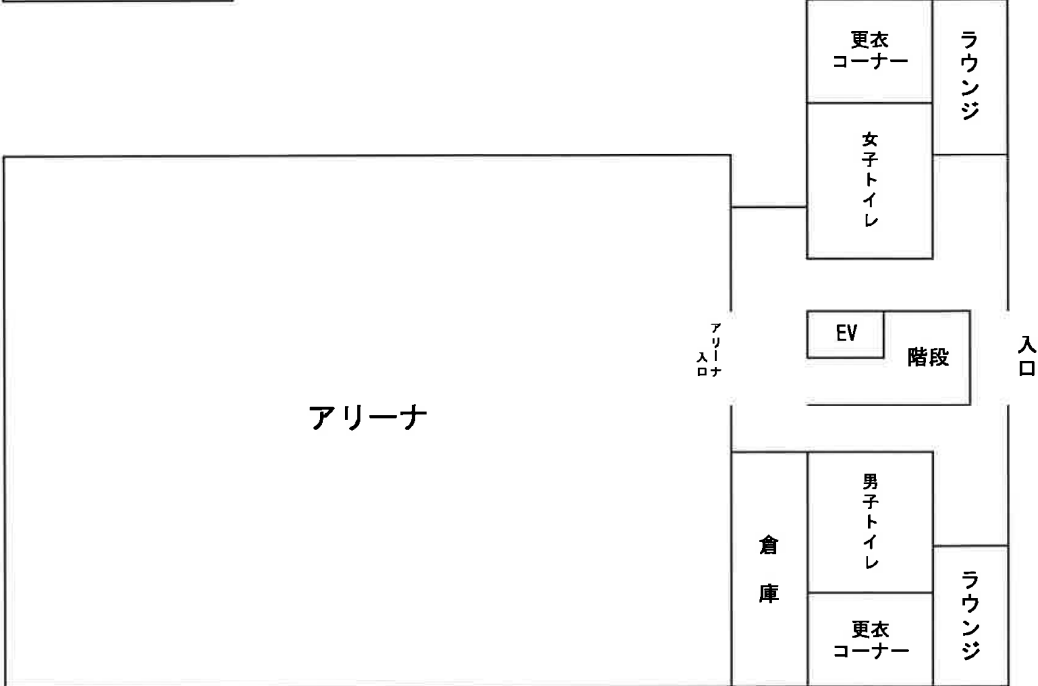
5階

実験室 204.11㎡		事務室 31.30㎡	トイレ 21.68㎡	階段	トイレ 21.68㎡	実験実習室 73.01㎡	研究室 26.55㎡	研究室 26.55㎡	実験実習室 73.01㎡
		更衣室 14.25㎡	廊下その他 204.83㎡						
実験室 26.25㎡	研究室 20.62㎡	実験室 26.25㎡	研究室 20.62㎡	更衣室 25.00㎡	印刷室 8.22㎡	培養室 71.68㎡	冷凍庫室 27.87㎡	実験実習室 73.01㎡	研究室 26.55㎡
				遠心機室 13.65㎡					

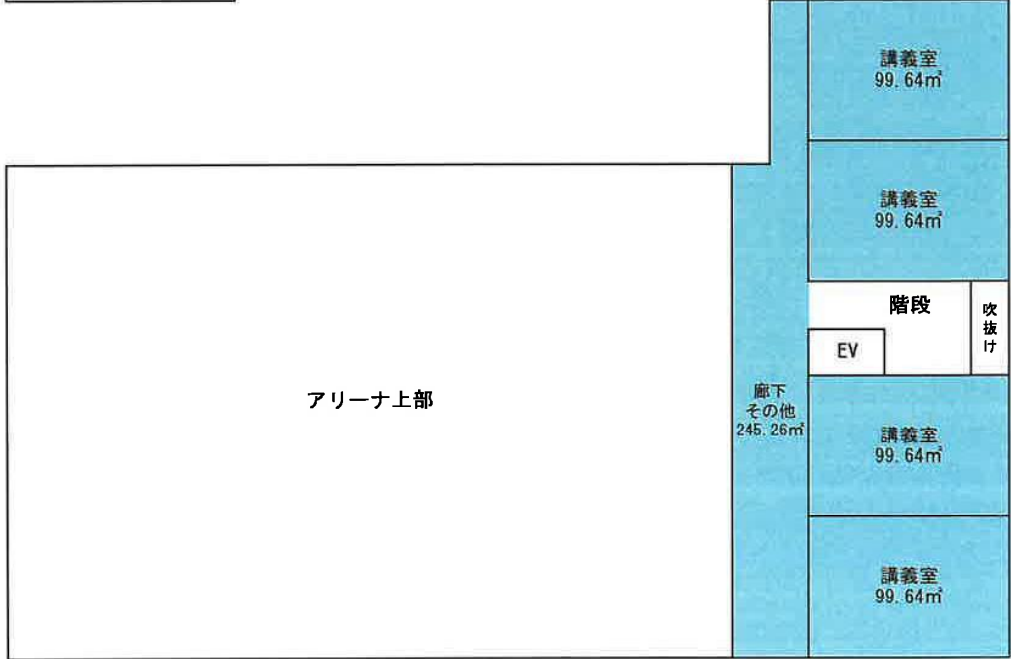
4階

実験室 216.84㎡		研究室 33.18㎡	トイレ 21.68㎡	階段	トイレ 21.68㎡	講義室 99.56㎡	実験実習室 73.01㎡	研究室 26.55㎡
		廊下その他 204.47㎡						
演習室 46.87㎡	演習室 46.87㎡	演習室 46.87㎡	講義室 66.37㎡	講義室 66.37㎡	講義室 66.37㎡	実験実習室 73.01㎡	研究室 26.55㎡	

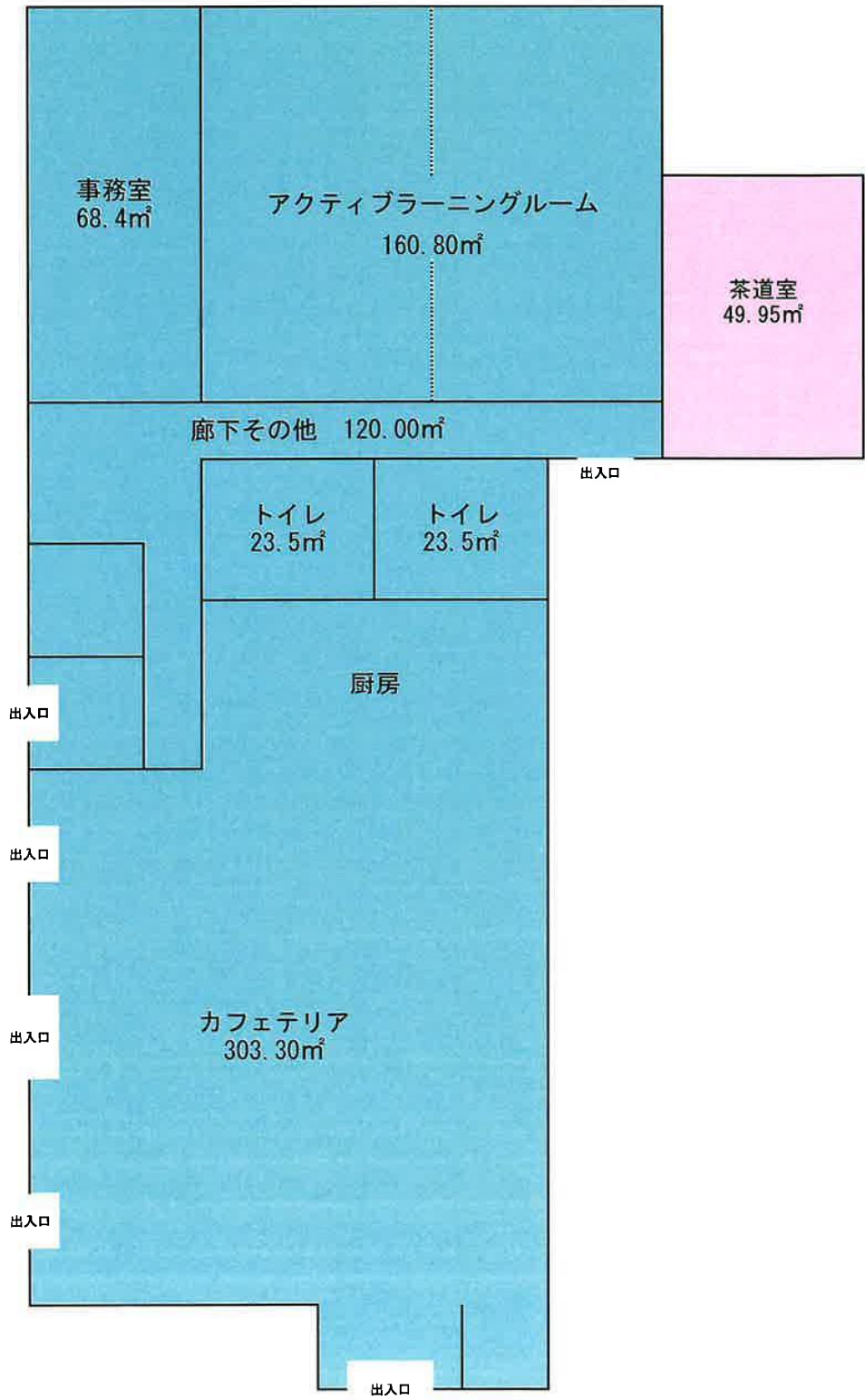
アリーナ 1階



アリーナ 2階



ひなた館





南九州大学短期大学部学則

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

(目 的)

第 1 条 南九州大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法および学校教育法の精神にのっとり、良識ある社会人としての教養と基礎学力の養成に努めるとともに、専門的、職業的な知識・技能を修得させ、国際的視野を広め、豊かな個性を持つ社会の有為な形成者として必要な資質を養うことを目的とする。

2 教職員は学生と共に本学の歴史と文化を継承し、不断の改革に努めると共に新たな価値創造を行い、社会に貢献する。

(自己点検・評価)

第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第 2 節 組 織

(学 科)

第 3 条 本学に、国際教養学科を置く。

2 国際教養学科の教育目標は、次のとおりとする。

(1) 日本語表現力を基盤とする幅広い教養を基礎に、ビジネス知識、外国語能力、コンピュータ・リテラシーを教授することにより、コミュニケーション能力を備えた社会的に有為な人材を養成する。

(2) 社会や個人との豊かな関わりが持てる、ホスピタリティ・マインドを涵養する。

3 国際教養学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
国際教養学科	0 人	0 人

(図書館)

第 4 条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する事項は、別に定める。

第 3 節 職員組織

(教職員)

第 5 条 本学に、学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置き、必要により副学長及び技能職員を置くことができる。

(職 務)

第 6 条 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

4 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有す

る者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

- 5 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 6 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 7 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(授業科目の担当)

- 第6条の2 本学は、各教育課程上主要と認める授業科目(以下、「主要授業科目」という。)については原則として基幹教員(教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員(助手を除く。)であつて、本学の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの(専ら本学の教育研究に従事するものに限る。)又は一年につき8単位以上の本学の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。)に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。
- 2 本学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者(以下、「指導補助者」という。)に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができるものと認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができるものとする。
 - 3 第1項に規定する他、基幹教員に関する必要な事項は、別に定める。

(事務局)

- 第7条 本学に、事務局を置く。
- 2 事務局の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(学生部)

- 第8条 本学に、学生部を置く。
- 2 学生部の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

第4節 教授会

(教授会)

- 第9条 本学に、教授会を置く。教授会は、学長を除く専任の教員をもって組織する。
- 2 原則として学長は教授会に出席する。
 - 3 議長が必要と認めた場合は、前項に定める構成員以外の教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。
 - 4 教授会には、定例教授会、入学試験合否判定教授会、卒業判定教授会がある。また、必要に応じて臨時の教授会を行うことができる。
 - 5 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当り意見を述べるものとする。学長は、教授会の意見を真摯に受け止め、最終的な決定を行い、その決定を教授会に周知する。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるもの。
 - 6 教授会は、議長がこれを招集する。
 - 7 議長は教授の中から教授会構成員による互選とし、任期を1年間とする。議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名した者が議長となる。また、議長は再任する事ができる。
 - 8 定例教授会は、原則として月1回開催し、その他必要に応じて、随時に開催することができる。
 - 9 議長は、教授会構成員の3分の1以上の者から教授会開催の要求があった場合は、10日以内に

教授会を開催しなければならない。

- 1 0 議長は、教授会の議題を開催日前に構成員に通知しなければならない。
- 1 1 教授会は、構成員の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立する。この場合、学校法人南九州学園就業規則第 1 1 条、第 3 3 条、第 3 7 条、第 3 8 条又は第 5 5 条第 1 項第 3 号により休業中の者は構成員数に含まない。
- 1 2 議事は、出席者の過半数の賛成をもって教授会の意見とする。この場合、議長は議決に加わることはできない。ただし、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

（教授会議題運営委員会）

第 1 0 条 教授会に、教授会議題運営委員会を置き、議題の選定及び編成を委任する。

- 2 教授会議題運営委員会に関する事項は、別に定める。

（審議事項）

第 1 1 条 第 9 条第 5 項第 3 号に係る事項は、別に定める。

（検討委員会）

第 1 2 条 学長は、必要に応じて教育研究上に関する審議事項についての検討委員会を設けることができる。

- 2 検討委員会の構成及び設置期間等は、教授会の意見を聴いて学長が決める。
- 3 検討委員会は、学長からの諮問事項を審議し、その結果を教授会に文書で報告する。また、検討委員会の委員長は、毎年度の活動報告を翌年度の 5 月までに行うものとする。
- 4 検討委員会は会議毎に議事録を作成する。

（幹事及び議事録）

第 1 3 条 教授会に幹事を置き、事務局をもってこれに充てる。

- 2 幹事は、議事録作成等の事務処理を行い、議事録を保管する。
- 3 議事録には、議長及び審議に加わった教授 2 人が署名押印する。
- 4 教授会は、議事録をもって学長への答申とし、学長はその答申を参考にして、自ら決定する。
- 5 学長は、教授会の審議事項及び学長の決定を理事長に文書で報告しなければならない。

第 2 章 学科通則

第 1 節 修業年限及び在学年限

（修業年限）

第 1 4 条 修業年限は、2 年とする。

（在学年限）

第 1 5 条 学生は、4 年を超えて在学することができない。

- 2 転入学者は、転入学のとき決定した修業年限の 2 倍を超えて在学することができない。

第 2 節 学年、学期及び休業日

（学 年）

第 1 6 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

（学期及び授業期間）

第 1 7 条 学年を次の 2 学期に分ける。

前期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

後期 1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで

- 2 学長は、必要と認めた場合は、前項の日程を変更することができる。
- 3 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、3 5 週にわたることを原則とする。

（休業日）

第18条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 開学記念日 5月1日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業
- (7) 学年末休業

2 学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 学長は、教育上必要と認める場合には、休業日に授業を課すことができる。

第3節 入 学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、4月とする。

(入学資格)

第20条 本学に入学することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 本学における入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者。

(入学出願の手続)

第21条 入学志願者は、入学試験要項に定める入学願書その他の書類等に、入学検定料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(合格者の決定)

第22条 学長は、入学志願者に対して試験を行い、教授会の議を経て、合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第23条 合格者は、所定の期日までに、本学所定の「誓約書」及びその他本学が指示する書類を提出し、入学金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第24条 他の大学からの転入学については、試験を行い、教授会の議を経て、学長が許可する。

第4節 履修方法等

(授業科目及び単位数)

第25条 授業科目（以下「科目」という。）及び単位数等は、別に定める「履修規程」によるものとする。

(履修届)

第26条 学生は、学期の始めに、その学期中に履修しようとする科目を届け出なければならない。

(履修方法)

第27条 科目の履修方法は、別に定める。

(単位の計算方法)

第28条 単位を定めるに当たっては、1単位の科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第29条 所定の科目を履修し、試験に合格した者には、前条により定められた単位を与える。

(卒業に必要な単位数)

第30条 卒業に必要な単位数は、別に定める「履修規程」により、62単位以上とする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第32条 本学には、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、認定単位数は、転学等の場合を除き、前条第1項の認定単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

(試験)

第33条 定期試験は、毎学期の講義終了後に行う。ただし、臨時に試験を行うことができる。

2 病気、その他やむを得ない理由により試験を受けることができない者は、あらかじめその旨を学長に届け出、追試験を受けることができる。

3 試験の結果、不合格となった者及び前項以外の理由により試験を受けることができなかった者は、再試験を受けることができる。

第5節 休学、退学、除籍、転学、及び復学

(休学)

第34条 病気その他特別の理由により、引き続き3か月を超えて修学することが困難で、休学しようとする者は、休学前に休学届を学生支援課に提出しなければならない。

2 学長は、病気その他特別の理由により、修学が適当でないと認められる者については、教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認められるときには、1年を限度として休学期間の延長を認める。

4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

5 休学期間は、第15条に定める在学年限に算入しない。

(退学)

第35条 退学しようとする者は、退学前に退学届を学生支援課に提出しなければならない。

2 退学後2年以内にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

3 学長は、次のいずれかに該当する者に、退学を命ずることができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り修学の見込みがないと認められる者

- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 前項の規定により退学を命ぜられた者には、復学又は再入学を認めない。

(除 籍)

第36条 学長は、次のいずれかに該当する者を、除籍することができる。

- (1) 修学する意思がないと認められる者
- (2) 督促を受けた納入金を、指定された期限までに納入しない者

この場合、別に定める「南九州大学短期大学部授業料等未納者の除籍・復籍に関する内規」を適用する。

- (3) 第15条に定める在学年限を超える者
- (4) 第34条第4項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- (5) 死亡の届出のあった者

2 前項第1号の規定により除籍された者が、1年以内に再入学を願い出たときは、学年の始めに限り、これを許可することがある。

3 第1項第2号の規定により除籍された者が、当該滞納納入金を添えて、復籍を願い出たときは、学長は、これを許可することがある。この場合、別に定める「南九州大学短期大学部授業料等未納者の除籍・復籍に関する内規」を適用する。

(退学及び除籍の方法)

第37条 第35条第3項の退学及び第36条の除籍は、教授会の議を経て、学長が決定する。

2 退学を命じ、又は除籍を行うときは、本人に通知する。

(転 学)

第38条 他の大学に転学しようとする者は、転学前に転学届を学生支援課に提出しなければならない。

(復 学)

第39条 休学期間中にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て、復学することができる。

第 6 節 卒 業

(卒 業)

第40条 本学に2年以上在学し、第30条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 卒業の時期は、3月及び9月とする。

(短期大学士の学位)

第41条 前条の規定により卒業した者には、短期大学士（国際教養）の学位を授与する。

2 不正の方法により学位の授与を受けた者及び本学の名誉を損なった者については、教授会の議を経て学位授与を取り消し、学位記を返還させ、公表することができる。

第 7 節 賞 罰

(表 彰)

第42条 学長は、表彰に値する行為があった者として学生部から推薦された学生を、教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲 戒)

第43条 学長は、学則その他本学の定める諸規定に違反し、又は学生としての本分に著しく反する行為があった者を、学生懲戒委員会にかけるとする。なお、学生懲戒委員会は第8条に定める学生部で構成する。

2 学生懲戒委員会は懲戒の可否及び懲戒処分の軽重を審議し、その結果を教授会に提案する。

3 懲戒の可否及び懲戒処分の軽重は、教授会の議を経て、学長が決定する。

- 4 懲戒処分は、次のとおりとする。
 - (1) 退学
 - (2) 停学
 - (3) 戒告
- 5 前項第2号の停学の期間が3か月を超えるときは、停学の全期間を第15条に定める在学年限に算入しない。
- 6 懲戒に関する手続きは別に定める。

(賞罰の通知)

第44条 賞罰は、学長が本人に通知する。

第8節 学生納入金

(入学金)

第45条 第23条に定める入学金は、200,000円とする。

(授業料)

第46条 授業料は、年額として定め、次のとおりとする。

年次	1年次	2年次
授業料	864,000円	864,000円
前期納入	432,000円	432,000円
後期納入	432,000円	432,000円

- 2 授業料には、施設設備費が含まれる。
- 3 授業料年額の、それぞれの2分の1に相当する額を前期分及び後期分として、分割納入する。
- 4 授業料の納入期限は、前期分4月20日、後期分10月1日とする。ただし、新入学生及び転入学生の前期分は入学手続期限に同じとする。
- 5 特別の理由により、延納を願い出る者は、学長の許可を得なければならない。この場合、別に定める「南九州大学短期大学部授業料等未納者の除籍・復籍に関する内規」を適用する。
- 6 在学中に授業料の改定が行われた場合、改定時から新授業料を適用する。

(授業料の納入の特例)

- 第47条 休学を許可された者は、休学期間の授業料を免除する。ただし、学期途中で休学をする場合、その学期の授業料は、全額納入しなければならない。
- 2 復学を許可された者は、復学開始日の属する学期の授業料は、原則として復学した年度に適用される額を全額納入しなければならない。
 - 3 退学又は転学する者は、在学最終日の属する学期の授業料は、全額納入しなければならない。
 - 4 停学期間の授業料は、免除しない。

(授業料未納者の処置)

第48条 授業料を所定の期限までに納入しない者には、単位の認定を保留とする。また、各種証明書の発行を停止する。

(納入金の返還)

第49条 既納の入学金及び授業料は、原則として返還しない。

第9節 科目等履修生、外国人学生及び長期履修学生

(科目等履修生)

第50条 学長は、本学における一部の科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(外国人学生)

第51条 学長は、外国人で入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て外国人学生として入学を許可することができる。

2 外国人学生に関する事項は、別に定める。

第52条 削除

第10節 奨学金制度

(奨学金の貸与)

第53条 本学に奨学金制度を置き、奨学金の貸与を行う。

2 奨学金に関する事項は、南九州学園奨学金規程による。

第11節 公開講座、国外研修及び単位認定留学

(公開講座)

第54条 地域社会の教育、学術及び文化の振興と普及に貢献するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する事項は、別に定める。

(国外研修及び単位認定留学)

第55条 本学に、国外研修及び単位認定留学の制度を置く。

2 国外研修及び単位認定留学に関する事項は、別に定める。

第12節 学則の改廃

(学則の改廃)

第56条 学則の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定し、理事会の承認を得なければならない。

附 則

本学則は昭和40年4月1日から施行する。

改正 平成17年11月16日 第41条については、平成17年度卒業生から適用する。

平成18年12月1日 第6条、第7条の改正については、平成19年4月1日から施行する。

平成20年4月1日、平成21年4月1日、平成22年4月1日、平成23年4月1日、平成24年4月1日、平成25年4月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成29年4月1日、平成31年4月1日、令和2年4月1日、令和3年4月1日、令和4年4月1日、令和5年4月1日、令和7年4月1日

附 則

1 平成29年度をもって、専攻科は新入学生の募集を停止する。

2 平成31年度入学者から教員免許課程は廃止する。

3 第30条および第46条に関しては、平成31年度以前の入学者には、入学時の規定を適用する。

4 第53条に関しては、令和5年度以降の入学者には適用しない。

附則

- 1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第3条第3項の規定に関わらず、令和8年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
国際教養学科	0人	40人

南九州大学短期大学部学則の改正について

改正の趣旨：令和8年4月1日から入学定員を40人から0人に変更する（理事会決定
令和6年3月）。

改正の内容：① 第3条第3項 入学定員及び収容定員を0人へ変更する。

② 附則で，①に関わらず、令和8年度入学定員を0人，収容定員を40人とする。また，改正日を令和8年4月1日とする。

改正後 (下線は新設もしくは改正の箇所)	改正前 (下線は削除もしくは改正の箇所)																		
<p>南九州大学短期大学部学則</p> <p>第1条・第2条 [略]</p> <p>(学 科)</p> <p>第3条 本学に，国際教養学科を置く。</p> <p style="padding-left: 20px;">2 [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">3 国際教養学科の入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">入学定員</th> <th style="width: 35%;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際教養学科</td> <td style="text-align: center;">0人</td> <td style="text-align: center;">0人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条～第56条 [略]</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 20px;">1 この学則は，昭和40年4月1日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">[略]</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 20px;">[略]</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>1 この改正は，令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>2 第3条第3項の規定に関わらず，令和8年度の入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">入学定員</th> <th style="width: 35%;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際教養学科</td> <td style="text-align: center;">0人</td> <td style="text-align: center;">40人</td> </tr> </tbody> </table>		入学定員	収容定員	国際教養学科	0人	0人		入学定員	収容定員	国際教養学科	0人	40人	<p>南九州大学短期大学部学則</p> <p>第1条～第2条 [略]</p> <p>(学 科)</p> <p>第3条 本学に，国際教養学科を置く。</p> <p style="padding-left: 20px;">2 [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">3 国際教養学科の入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">入学定員</th> <th style="width: 35%;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際教養学科</td> <td style="text-align: center;"><u>40人</u></td> <td style="text-align: center;"><u>80人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条～第56条 [略]</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 20px;">1 この学則は，昭和40年4月1日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">[略]</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 20px;">[略]</p>		入学定員	収容定員	国際教養学科	<u>40人</u>	<u>80人</u>
	入学定員	収容定員																	
国際教養学科	0人	0人																	
	入学定員	収容定員																	
国際教養学科	0人	40人																	
	入学定員	収容定員																	
国際教養学科	<u>40人</u>	<u>80人</u>																	

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

令和8（2026）年度より入学生の募集を停止する。これに伴い収容定員を以下のように変更する。

学科	入学定員	収容定員
国際教養学科	0	40

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

令和6年3月の理事会において南九州大学短期大学部の募集停止が承認され、同年4月に文部科学大臣宛に募集停止について報告を行っている。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程などの変更内容

学生募集を停止するものであるため該当なし。

エ 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

該当なし

オ 大学設置基準第25条の4の規定に基づき授業の一部をサテライトキャンパス等の校舎

以外の場所で行う場合の具体的計画

該当なし

学生の確保の見通し等を記載した書類

学生募集を停止するものであるため該当なし。

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
	学長	ナカセ マサユキ 中瀬 昌之 <令和4年9月>	57	博士 (農学)		南九州大学短期大学部学長 (令和4年9月～令和9年3月)